

仕 様 書

1 業務名

広島市立北部医療センター安佐市民病院消防用設備等保守点検業務

2 業務場所

広島市立北部医療センター安佐市民病院

広島市安佐北区亀山南一丁目 2 番 1 号

3 履行期間

契約締結の日から令和 1 年 3 月 31 日まで

4 目的

本業務は、広島市立北部医療センター安佐市民病院の消防用設備及び防火上必要な建築設備等の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、諸設備の耐久化を図ると共に、防火対象物について、防火管理上必要な事項が点検基準に適合しているかどうかを確認するために行うものである。

また、緊急時及び異常発生時には即時技術員を派遣し速やかに設備の復旧に努めるものとする。

5 業務対象設備

別表 1 のとおりとする。ただし、同表の内容に軽微な変更が生じた場合は、受注者の負担において実施するものとする。

6 業務の内容等

(1) 別表 1 の設備について、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく機器・総合点検を行う。

(2) (1) に付随する、次に示す軽微な整備を行う。

(軽微な整備)

必要に応じて、下表に示す部品の取替、充てん及び調整を行う。

保守用又は部品	電球、ヒューズ、ビス、ゴムパッキン、スイッチ、保護ガラス等、表示板等、感知器、スプリングクラーヘッドのぞれ等
詰替薬剤等	放射テスト用の泡若しくは粉末薬剤（ポンベを含む。）、封印等

(3) 警報設備及び避難器具の点検は担当者の指示の下行う。

7 業務実施に当たっての留意事項

(1) 受注者は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法その他関係諸法を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。

(2) 受注者は、現場の整理整頓に努めるとともに、事故防止に万全を期さなければならない。

(3) 受注者は、業務を実施する上で必要がない施設等には、無断で立ち入ってはならない。

(4) 受注者は、その責めに帰すべき理由により装置等をき損したときは、受注者の責任において原状復旧しなければならない。

(5) 受注者は、業務の実施に当たっては、点検の実施時期、作業方法等について、発注者と事前に協議を行った上決定するものとする。

(6) 受注者は、業務の実施に当たっては、当該業務が実施可能な消防設備士又は消防設備点検資格者等の有資格者を従事させ、消防設備には政府刊行物消防用設備等点検実務必携に記載

している広島県消防設備協会が発行している点検済証を貼らなければならない。

- (7) 本業務終了後、整備不良等により異常が発見された場合には、発注者と受注者との協議の上、必要な処置を施さなければならない。
- (8) 消防用ホース及び連結送水管の耐圧性能点検については、広島市消防局が示している運用基準に基づき実施するものとする。なお、消防用ホースの耐圧性能点検については、点検対象の3分の1以上のホースについて実施するものとする。
- (9) 連結送水管の耐圧性能点検を実施する際は、異常が発生した場合の減圧、排水等の準備をし、安全対策に万全を期すこと。

8 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の氏名等を通知するとともに、前項(6)の資格を証する書類の写しを提出するものとし、責任者又は従業員に変更があったときも、また同様とする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たっては、実施体制、実施工程、緊急時における連絡先・対応体制等、業務を適正に実施するために必要な事項を総合的にまとめた委託業務実施計画書を作成し、施設管理担当者へ提出し承諾を受ける。
- (3) 受注者は、点検を行ったときは、施設ごとに業務委託実施報告書として、平成16年消防庁告示第9号による様式による点検実施報告書及び点検結果報告書を作成し、当該点検終了後、速やかに提出するものとする。なお、点検結果報告書の作成（記載）に当たっては、（財）日本消防設備安全センター発行の「消防用設備等点検実務必携」を準用し、作成するものとする。また、委託業務実施報告書の提出部数は、2部（内1部は所轄消防署へ提出用）とする。
- (4) 点検後、「消防用設備等点検済表示制度について」に基づいた消防用設備等点検済表示ラベル（損害賠償保険付）を添付するものとする。
- (5) 受注者は、業務完了後、機器・総合点検について、それぞれ施設ごと（点検の実施月が同一である施設はまとめて、）委託業務実施報告書を提出し、履行の確認を受けるものとする。
- (6) 点検の結果、不備事項がある場合は、平面図等で具体的な場所及び状況並びに是正措置の方法等を示す資料を提出すること。

9 費用の負担等

本業務を実施するために必要な機材類は、全て受注者の負担とする。

10 支払方法等

- (1) 委託料は履行月ごとに支払うものとし、その月額は別紙支払内訳書のとおりとする。
- (2) 委託料は、請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

11 その他

業務の実施に当たり、この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者・受注者協議の上決定するものとする。